社会保険等未加入対策に係る Q&A

(令和3年(2021年)4月)

熊 本 県

く 目 次 >

【総論】

- Q1 社会保険等とは何を指すのか?
- Q2 なぜ、建設業において社会保険等未加入対策に取り組んでいるのか?
- Q3 今回の未加入対策の内容は?
- Q 4 未加入対策の対象工事は?
- Q5 「社会保険等未加入建設業者」の定義は?
- Q6 社会保険等の「適用除外」となる建設業者は?
- Q7 受注者による下請負人の加入状況の確認方法は?
- Q8 発注者による下請負人の加入状況の確認方法は?
- Q9 施工体制台帳等の記載が虚偽でないことの確認方法は?
- Q10 建設業者としての加入状況を確認するのか、それとも個々の労働者の加入状況を確認するのか?

【下請業者からの社会保険等未加入建設業者の排除】

- Q11 社会保険等未加入建設業者を下請負人とした場合は、いかなる場合も契約違反と なるのか?
- Q12 「特別の事情」を有すると認められるのは、どのような場合か?
- Q13 「特別の事情」が認められない場合、下請契約を解除しなければならないのか?
- Q14 未加入業者が社会保険等に加入した場合、どのような書類をもって「確認書類」と するのか?
- Q15 「理由書」及び「確認書類」の提出期限は?
- Q16 「理由書」又は「確認書類」について、発注者が指定する期限を超えて提出した場合は、どうなるのか?
- Q17 社会保険等未加入建設業者が、施工体制台帳確認後に従業員数の減少等により 「適用除外」となった場合や、建設業許可に係る廃業届を提出し、建設業許可を有 しなくなった場合の取扱いは?

- Q18 契約違反した場合の受注者に対するペナルティは、どのようなものか? ※2020年4月1日以降に入札公告、指名通知又は見積依頼を行う建設工事から適用
- Q19 下請負人の虚偽により、実は未加入であったことが後日、判明した場合もペナル ティの対象となるのか?
- Q20 社会保険等未加入建設業者である下請負人に対するペナルティはないのか?
- Q21 下請契約の相手方(一次下請業者)が建設業許可を有しない者で未加入である場合の取扱いは?
- Q22 受注者に対するペナルティである違約罰の額を算定するための率は?
- Q23 受注者に対するペナルティである指名停止の期間は?
- Q24 受注者に対するペナルティである工事成績の減点内容は?

【二次以下の下請業者の対策強化関係】

- Q25 なぜ、社会保険等の加入対策を二次以下の下請負人まで拡大するのか?
- Q26 二次以下の下請負人は、地場で小規模な業者が多く、今回の対策の拡大は過度な負担になるのでは?
- Q27 二次以下の下請負人と受注者は直接の契約関係にはないにもかかわらず、なぜ二次 以下の下請負人の未加入をもって受注者がペナルティを受けないといけないのか。
- Q28 二次以下の下請負人の社会保険等未加入による受注者へのペナルティの具体的な 内容は何か。
- Q29 二次以下の下請負人の社会保険等未加入による違約罰の額を算定するための率の 定め方如何。
- Q30 二次以下の下請負人の社会保険等未加入による指名停止の期間は如何。
- Q31 二次以下の下請負人の社会保険等未加入による工事成績の減点内容如何。
- Q32 社会保険等未加入業者が二次以下の下請負人である場合において、確認書類又は 理由書の提出期間の延長を求める際、「相当の理由」はどのような場合に認められる のか?

【総論】

Q1 社会保険等とは何を指すのか?

A1 健康保険、厚生年金保険、雇用保険の3保険のことを指します。

Q2 なぜ、建設業において社会保険等未加入対策に取り組んでいるのか?

A 2 建設産業では、下請事業者を中心に、関係法令により加入が義務付けられている年金、医療、雇用の各保険(社会保険等)について、事業者としての未加入、労働者の未加入など、保険未加入事業者が多数存在しています。

社会保険等への未加入は、技能労働者の処遇の低下など就労環境を悪化させ、若年入職者が減少する一因となっています。そして、若年入職者の減少により、経験の積み重ねによって磨かれる技能を熟練者から若者へと承継することが困難となり、建設産業自体の持続的発展が妨げられることになります。

一方、法律を守らない保険未加入事業者の存在によって、社会保険等に加入し、適正 に法定福利費を負担している事業者ほどコスト高となり、競争上不利になるという矛盾 した状況が生じています。

そのため、県では、公共工事の発注者として、社会保険等に加入している事業者を確実に契約の相手方とすることなどを通じて、技能労働者の処遇の向上を図り、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保につなげるとともに、事業者間の健全な競争環境を構築することを目的に社会保険等未加入対策に取り組んでいます。

Q3 今回の未加入対策の内容は?

A3 熊本県公共工事請負契約約款を改正し、社会保険等未加入建設業者(Q5参照)を下請 負人とすることを禁止する取組みを段階的に実施します。

【平成31年(2019年)4月1日~】

社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方(一次下請業者)とすることの禁止 ※ 違反した場合の受注者(元請業者)に対するペナルティの措置を、令和2年 (2020年)4月1日から適用する。

【令和2年(2020年)4月1日~】

社会保険等未加入建設業者を下請負人(二次以下も含む)とすることの禁止 ※ 違反した場合の受注者(元請業者)に対するペナルティの措置を、令和3年 (2021年)4月1日から適用する。

※ それぞれ上記の日以降に入札公告、指名通知又は見積依頼を行う建設工事から適用します。

Q4 未加入対策の対象工事は?

A 4 県が発注する全ての建設工事が対象です。建設工事以外の業務(=施工体制台帳の作成 義務のないもの)については、対象となりません。

Q5 「社会保険等未加入建設業者」の定義は?

A 5 建設業許可を有する者のうち、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の各保険の適用を受ける事業者でありながら、各保険の適用に関する届出の義務を履行していないもの、すなわち、法令上、各保険に加入しなければならないにもかかわらず、加入していないものをいいます。

よって、以下の者は含まれません。

- ① 建設業許可を有しない、軽微な建設工事のみを請け負う下請負人
- ② 建設業者以外の下請負人(警備業者、測量業者、地質調査業者等)

なお、従業員の雇用形態等により、各保険の適用が除外され、当該届出の義務がない(法律上、加入義務のない)者(Q6参照)は含まれません。

Q6 社会保険等の「適用除外」となる建設業者は?

A 6 健康保険及び厚生年金保険については、全ての法人又は常用労働者数が5人以上である個人事業主は適用事業所となるため、常用労働者数が5人未満である個人事業主は適用除外となります。また、建設業に係る国民健康保険組合(建設国保等)に加入し、協会けんぽの適用除外承認を受けている場合は、健康保険は適用除外となります。

雇用保険については、常用労働者数が1人以上である場合は適用事業所となるため、 役員のみの法人、常用労働者がいない一人親方や個人事業主は適用除外となります。

なお、一人親方や常用労働者等の考え方については、その働き方によって総合的に判断されますので、保険の適用関係が分からない場合は、個別に最寄りの年金事務所(健康保険、厚生年金保険)やハローワーク(雇用保険)にお問い合わせください。

また、都道府県社会保険労務士会において、無料の電話相談窓口を設置していますので、 個別事例のご相談にご活用ください。(熊本県社会保険労務士会:096-324-1124)

Q7 受注者による下請負人の加入状況の確認方法は?

A7 受注者(元請業者)は、下請契約に先立ち、選定の候補となる建設業者について、以下の方法により社会保険等の加入状況を確認してください。二次以下の下請負人についても、再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄の記載内容の事実確認に努めてください。

なお、雇用保険については、厚生労働省の労働保険適用事業場検索サイトにおいて適用状況を確認できます。 (http://chosyu-web.mhlw.go.jp/LIC_D)

【下請負人が経営事項審査を受けている場合】

有効期間内にある「経営規模等評価結果通知書」の写しの提出を求める。

【下請負人が経営事項審査を受けていない場合】

各保険料の領収済通知書や納入証明書等の写しの提出を求める。適用除外の場合は、真正性を確保する観点から、年金事務所(健康保険、厚生年金保険)やハローワーク(雇用保険)に適用除外に該当するか確認する。

※ これらの確認資料は、発注者が求めることがありますので、施工体制台帳等とと もに保管しておいてください。

Q8 発注者による下請負人の加入状況の確認方法は?

A8 受注者(元請業者)から提出される施工体制台帳や再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の全でが「加入」又は「適用除外」となっているか確認します。

なお、3保険のうち、1つでも「未加入」があれば、社会保険等未加入建設業者として取り扱います。

Q9 施工体制台帳等の記載が虚偽でないことの確認方法は?

A 9 施工体制台帳や再下請負通知書は、建設業法等により作成が義務付けられているものであり、記載内容は当然に真正なものであると考えています。

仮に、後日、「未加入」であったことが判明した場合は、受注者(元請業者)が施工 体制台帳作成時又は再下請負通知書受理時に社会保険等の加入状況をどのように確認し たのか等の調査を行います。その調査により、万一、虚偽の記載を行ったことが判明し た場合は、受注者(元請業者)は監督処分(営業停止処分等)の対象となります。

Q10 建設業者としての加入状況を確認するのか、それとも個々の労働者の加入状況を確認するのか?

A10 今回の未加入対策の取組みは、あくまでも健康保険法、厚生年金法、雇用保険法の各法令に基づき加入義務のある建設業者が、事業者として適切な保険に加入しているかどうかを確認するものであり、個々の労働者の加入状況を確認するものではありません。なお、各保険の適用が除外される者や加入企業に所属する(個人負担保険料未納の)現場作業員を個別に排除するものではありません。

【下請業者からの社会保険等未加入建設業者の排除】

Q11 社会保険等未加入建設業者を下請負人とした場合は、いかなる場合も契約違反となるのか?

A11 当該下請負人が一次下請負人で、特別の事情を有すると発注者が認めた場合は、発注 者が指定する期間内(Q15参照)に社会保険等に加入することを条件に下請契約の相 手方とすることができます。

具体的には、受注者(元請業者)から社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならない特別の事情を記載した書面(以下「理由書」という。)を提出させ、社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難になることなどの特別の事情を有すると発注者が認めた場合、受注者(元請業者)が、発注者の指定する期間内に当該未加入建設業者が未加入の社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認することができる書類(以下「確認書類」という。Q14参照)を提出した場合は、契約違反とはなりません。

また、当該下請負人が二次以下の下請負人の場合、発注者の指定する期間内(Q15 参照)に確認書類又は理由書(特別の事情を有すると発注者が認めた場合に限る)のいずれかを提出した場合は契約違反とはなりません。

Q12 「特別の事情」を有すると認められるのは、どのような場合か?

A12 「特別の事情」を有する場合とは、例えば、災害に伴う堤防崩壊や道路陥没等の応急 工事を緊急に行う必要がある場合や、特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事 で、そうした技術等を有する者と下請契約を締結しなければ契約の目的を達成すること ができない場合等が考えられます。

「特別の事情」に該当するか否かについては、個々の事案が発生した際、その内容や 背景等を十分に確認(受注者から提出された理由書や受注者からのヒアリング等)した うえで、個別に判断します。

なお、以下の場合は、「特別の事情」に該当しないと考えられます。

- ① 長年の元下関係があり、他の業者では施工のマネジメントができない場合
- ② 発注者との契約締結前に予め下請契約を締結していた場合
- ③ 過去に同一箇所の工事を行った際に、下請として施工していた場合

Q13 「特別の事情」が認められない場合、下請契約を解除しなければならないのか?

A13 下請契約の解除を求めるものではありませんが、契約違反となります。

Q14 未加入業者が社会保険等に加入した場合、どのような書類をもって「確認書類」と するのか?

A14 厚生労働省年金局、労働局、職業安定所から発行される以下の書類の写しを提出させることにより確認します。

【社会保険又は厚生年金保険】(以下のいずれか)

- ①「領収証書」
- ②「社会保険料納入証明(申請)書」
- ③「資格取得確認及び標準報酬決定通知書」

【雇用保険】 (以下のいずれか)

- ①「領収済通知書」及び「労働保険概算・確定保険料申告書」
- ②「雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知用)」
- ③「労働保険料納入証明書」

Q15 「理由書」及び「確認書類」の提出期限は?

A15 未加入の下請負人が一次の場合、理由書は発注者から受注者(元請業者)に対して通知を行った日から概ね7日以内、確認書類は社会保険等の加入手続に必要な期間として、30日以内を想定しています。

また、未加入の下請負人が二次以下の場合、理由書または確認書については、発注者から受注者(元請業者)に対して通知を行った日から概ね30日以内(提出期限の延長可(Q27参照))を想定しています。

なお、その際、通知文の日付を1日目として起算するものとし、具体的な期限の日については、当該通知文内で明示します。

Q16 「理由書」又は「確認書類」について、発注者が指定する期限を超えて提出した場合は、どうなるのか?

A16 発注者が指定する期限までに提出されなかった場合は、特別の事情を有しないものと みなして取扱い、契約違反となります。

Q17 社会保険等未加入建設業者が、施工体制台帳確認後に従業員数の減少等により「適用除外」となった場合や、建設業許可に係る廃業届を提出し、建設業許可を有しなくなった場合の取扱いは?

A17 下請契約を締結した時点では、社会保険等未加入建設業者であることから、契約違反 となります。

Q18 契約違反した場合の受注者に対するペナルティは、どのようなものか?

A18 契約違反(理由書の提出がない場合、特別の事情を有すると認められない場合又は確認書類が期限までに提出されない場合)に該当した場合における、受注者(元請業者)に対するペナルティについては、違約罰の請求(Q22参照)、指名停止(Q23参照)、工事成績評定の減点(Q24参照)を行うこととしています。

なお、受注者に対するペナルティは、社会保険等未加入建設業者が一次下請負人の場合は、令和2年(2020年)4月1日以降、当該未加入建設業者が二次以下の下請負

人の場合は、令和3年(2021年)4月1日以降に入札公告、指名通知又は見積依頼を行う建設工事から適用しました。

Q19 下請負人の虚偽により、実は未加入であったことが後日、判明した場合もペナルティの対象となるのか?

A19 受注者にペナルティを措置するかどうかは、下請負人の虚偽等に対して受注者(元請業者)にどの程度過失があったのかなど、個別の事情を踏まえて、総合的に判断します。

受注した工事の施工に従事する下請負人の選定については、受注者(元請業者)が最終的に責任を負うべきものであり、不誠実な下請負人を選定しないよう注意しなければなりません。

Q20 社会保険等未加入建設業者である下請負人に対するペナルティはないのか?

A20 下請負人は、県との直接の契約の相手方ではないため、当該下請負人に対するペナル ティはありません。

ただし、下請負人が未加入であることが判明した場合は、発注機関から建設業担当部局である土木部監理課へ通報し、土木部監理課において当該下請負人に対する加入指導を実施します。

Q21 下請契約の相手方が建設業許可を有しない者で未加入である場合の取扱いは?

A21 建設業許可を有しない (=軽微な建設工事のみを請け負う)者が未加入であっても契 約違反とはなりません。

ただし、受注者(元請業者)は当該下請業者に対し、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に基づき、早期に加入手続を進めるよう指導を行う必要があります。

Q22 受注者に対するペナルティである違約罰の額を算定するための率は?

A22 受注者に対するペナルティである違約罰の額については、未加入業者が一次下請負人の場合は、受注者と一次下請負人との下請契約に係る最終請負代金額の10%、二次以下の下請負人の場合は、当該下請負人と当該下請けの注文者との下請契約に係る最終の請負代金額の5%としています。

この違約罰の額については、法定福利費が工事費の内訳に占める割合や、二次以下の下請負人の場合は受注者が直接下請契約を結んでいないこと等を総合的に判断して決定しています。この違約罰には、違約金と異なり損害賠償の予定としての性質はありません。

なお、二次以下の下請負人の社会保険等未加入による受注者へのペナルティについては、令和3年(2021年)4月1日以降に入札公告、指名通知又は見積依頼を行う建設工事から適用しました。

Q23 受注者に対するペナルティである指名停止の期間は?

A23 受注者に対するペナルティである指名停止の期間については、熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領に基づき、原則2週間以上4カ月以内の範囲で指名停止措置を講ずることとしています。

なお、二次以下の下請負人の社会保険等未加入による受注者へのペナルティについては、令和3年(2021年)4月1日以降に入札公告、指名通知又は見積依頼を行う建設工事から適用しました。

Q24 受注者に対するペナルティである工事成績の減点内容は?

A24 受注者に対するペナルティである工事成績の減点については、指名停止の期間に応じて定められています。

なお、二次以下の下請負人の社会保険等未加入による受注者へのペナルティについては、令和3年(2021年)4月1日以降に入札公告、指名通知又は見積依頼を行う建設工事から適用しました。

【二次以下の下請業者の対策強化関係】

Q25 なぜ、社会保険等の加入対策を二次以下の下請負人まで拡大するのか?

A25 県発注工事においては、公平で健全な競争環境を構築するため、平成31年4月から 受注者と一次下請の社会保険等未加入業者の排除に取り組んできたところであり、対策 開始からこれまでの期間で、県発注工事では、一次下請の社会保険等未加入の報告がな く、対策の周知の成果が表れているものと認識しています。

このことから、さらに、より公平で健全な競争環境を構築する観点から、対策を二次 以下まで拡大するものとしました。

Q26 二次以下の下請負人は、地場で小規模な業者が多く、今回の対策の拡大は過度な負担になるのでは?

A26 県においては、全ての下請負人分も含めた事業主負担分の法定福利費相当額について、予定価格に反映されるような措置を既に講じているところであり、また、真に公平で健全な競争環境を構築するためには、県発注工事に従事する全ての建設業者が社会保険等に加入する必要があると考えていることから、対策を拡大したところです。

一方で、過度な負担とならないよう、未加入業者が加入するまでの猶予期間を設定するとともに、相当な理由がある場合にはその期間を延長することを可能としました。

また、二次以下の下請負人が社会保険等に加入する気運をより一層醸成し、自発的な加入を促すことが重要であるとの観点から、受注者に対するペナルティについては、1年適用を遅らせ、令和3年(2021年)4月1日から適用しました。

Q27 二次以下の下請負人と受注者は直接の契約関係にはないにもかかわらず、なぜ二次以下の下請負人の未加入をもって受注者がペナルティを受けないといけないのか。

A27 発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結しており、合意した契約内容に違反した場合には、契約解除や違約金を支払うことなど規定しています。

一方で、受注者は、二次以下の下請負人とは直接の契約関係はないものの、建設業法上、当該建設工事に係る全ての下請負人が労働関係法令に違反しないよう、指導に努めることが求められていることから、受注者は社会保険等の加入指導を行うべき立場にあると考えられます。

こうしたことから、今般、契約条項を追加し、発注者からの受注者に対する加入指導要請にもかかわらず、二次下請以下の未加入業者が猶予期間内に社会保険等に加入せず、かつ、当該社会保険等未加入業者を下請負人としなければならない特別の事情が認められない場合についても、受注者に対して違約罰を求めることとしました。

Q28 二次以下の下請負人の社会保険等未加入による受注者へのペナルティの具体的な内容は何か。

A28 発注者からの受注者に対する加入指導要請にもかかわらず、二次下請以下の未加入 業者が猶予期間内に社会保険等に加入せず、かつ当該社会保険等未加入業者を下請負 人としなければならない特別の事情が認められない場合の受注者に対するペナルティ については、違約罰の徴収、指名停止、工事成績評定の減点を行うことにしていま す。

Q29 二次以下の下請負人の社会保険等未加入による違約罰の額を算定するための率の定め方如何。

A29 違約罰の額については、一次下請負人については、受注者と一次下請負人との下請 契約に係る最終の請負代金額の10%、二次以下の下請負人の場合には、当該業者と 当該業者の注文者との下請契約に係る最終の請負代金額の5%の額としています。

この違約罰の額については、法定福利費が工事費の内訳に占める割合や、二次以下の下請負人の場合は受注者が直接下請契約を結んでいないこと等を総合的に判断して決定しているものです。なお、違約罰には、違約金と異なり損害賠償の予定としての性質はありません。

Q30 二次以下の下請負人の社会保険等未加入による指名停止の期間は如何。

A30 従来、社会保険等未加入の一次下請負人と契約した場合、特別な事情がなければ、 受注者に対し、契約違反として、指名停止措置要領に基づき、原則、2週間以上4ヵ 月以内の範囲で、情状に応じて期間を定め、指名停止措置を講ずることとしてきたと ころです。

今般、二次以下の下請負人についても、令和3年4月1日以降に入札契約手続を開始する案件からは、最終的に社会保険等への加入確認書類が提出されなかった場合には、特別な事情がなければ、受注者に対し、措置要領に基づき、指名停止措置を講じることとしています。

(参考)

「熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」(平成5年3月19日告示第243号)

別表第1 県内において生じた事故等に基づく措置基準

措置要領	期間
(契約違反等) 4 県工事等の履行に当たり、第2号に掲げる場合のほか 契約に違反し、県工事等の契約の相手方として不適当であ ると認められるとき、又は正当な理由がなく契約を締結し ないとき。	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内

Q31 二次以下の下請負人の社会保険等未加入による工事成績の減点内容如何。

A31 工事成績の減点幅については、指名停止の内容や期間に応じ、さだめられていると ころです(期間が長いほど減点幅が大きいし、口頭注意や文書警告に留まれば減点幅は 小さい)。

- Q32 社会保険等未加入業者が二次以下の下請負人である場合において、確認書類又は 理由書の提出期間の延長を求める際、「相当の理由」はどのような場合に認められるの か?
- A32 受注者が社会保険等未加入業者に対して、未加入の社会保険等について適切に加入指導を行っていたことを
 - ①指導を行った際に未加入業者に交付した書面
 - ②指導を行った日時や内容を記録した打合せ簿
 - ③受注者が加入指導を行ったことを発注者に対して誓約する書面

等によって確認できる場合等には、期間の延長を認める相当な理由があるものとして取り扱うことを考えています。